

【公開版】

提出年月日	令和2年2月27日	R3
日本原燃株式会社		

六ヶ所廃棄物管理施設における  
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第19条：通信連絡設備等



## 2 章 補足説明資料



第19条:通信連絡設備等

廃棄物管理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	照明の種類, 給電元及び設置場所	2/27	2	記載追加
補足説明資料2-1	通信連絡設備の一覧	1/24	1	記載適正化
補足説明資料2-2	機能ごとに必要な通信連絡設備	1/24	1	記載適正化
補足説明資料2-3	主要な通信連絡設備の配置について	1/24	1	記載適正化
補足説明資料2-4	現場退避指示について	1/24	1	記載適正化
補足説明資料2-5	運用, 手順説明資料	1/24	1	記載適正化
補足説明資料2-6	多様性を備えた通信回線の容量について	1/24	1	記載適正化



令和2年2月27日 R2

補足説明資料 1-1 (19条)





補足説明資料 1-1 照明の種類，給電元及び設置場所

第 1 - 1 - 1 表 照明の種類，給電元及び設置場所

項目	避難用	
	誘導灯	非常灯
イメージ		
停電時の給電	内蔵蓄電池 + 予備電源用 ディーゼル発電機	内蔵蓄電池 + 予備電源用 ディーゼル発電機
蓄電池による点灯継続時間	20 分以上	30 分以上
設置場所	廃棄物管理施設内	廃棄物管理施設内
用途	消防法に基づき設置 (避難誘導用)	建築基準法に基づき 設置 (避難用)

- ・廃棄物管理施設の安全避難通路には，その位置を単純，明確かつ永続的に表示することにより容易に識別できる避難用の照明として，以下に準拠した蓄電池内蔵の非常灯及び誘導灯を設置する。

非常灯：建築基準法施行令第 126 条の四，五及び昭和 45 年建設省告示第 1830 号

誘導灯：消防法施行令第 26 条及び消防法施工規則第 28 条の三

非常灯の蓄電池は，昭和 45 年建設省告示第 1830 号に準拠し 30 分以上，誘導灯については消防法施行規則第 28 条の三に準拠し 20 分以上点灯できる容量を有するものとする。

- ・非常灯については建築基準法施行令第百二十六条の五にて定める床面において 1 ルクス以上の照度を確保できる設計とする。